

2019年6月25日

患者の皆様
関係各位

北里大学東病院
病院長 宮岡 等

北里大学東病院における身体拘束に係る新聞報道について（お知らせ）

このたび朝日新聞、読売新聞、神奈川新聞等新聞各社の2019年6月18日および6月19日の朝刊にて、「神奈川県弁護士会は、精神科病棟において40代男性に対し不当な身体拘束を行ったため、北里大学東病院に対し、憲法などが認める身体拘束や隔離をされない権利を著しく侵害したとして警告書を出した」との報道がありました。

この報道は、神奈川県弁護士会が警告書を当院へ送付した後、6月17日に記者会見を行い、これを基として新聞各社から一方的に裏付け調査もされないまま報道されたものであり憤りを感じます。

実際、報道された期間、当院において隔離や身体拘束が行われましたが、これらは対象患者の危険行動を回避し、かつ患者自身の安全保護を図るという正当な目的による適法な医療行為であり、精神保健指定医の判断に基づく精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の身体拘束として、同法を遵守した適切な行為です。

この拘束や隔離が適切に行われたことの根拠は、2018年1月29日相模原市による「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項の規定に基づく実地審査」が実施された際、帯同された精神保健指定医が当時入院中であった当該患者の診察を行った結果、「現在の入院形態での入院が必要、現在の入院形態が適当」との通知をいただき、当院の診療行為に問題は無いとの認識しております。

また、当該患者より横浜地方裁判所に人身保護請求が提出され、2018年2月26日付で横浜地方裁判所はこの請求を退けています。このように既に司法判断が下った案件に対し、神奈川県弁護士会が一方的に「不当な身体拘束で人権侵害が認められる」などと断じて警告書を送付し、またホームページ等で広報することは神奈川県弁護士会に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、いたく哀しむべきことです。これは弁護士会の設立目的(弁護士法第31条)に違反する暴挙であり、許される行為ではありません。

今回の新聞報道は、一方の当事者(神奈川県弁護士会)からの情報による偏った報道であり、当院の社会的信用が著しく棄損され名誉棄損に当たるとして断固抗議いたします。

患者の皆様、関係各位におかれましては、今回の新聞報道によりご不安やご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

今後も法に則った適切な医療を展開して参りますので、よろしく願いいたします。

以上

【本件問合せ先】

学校法人北里研究所
北里大学東病院
事務課 清水 042-748-4199